

下市町災害情報伝達手段整備事業 プロポーザル実施要領

令和8年 8月

奈良県 下市町

趣旨

本町では、平成 23 年 3 月の東日本大震災、令和 6 年 1 月の能登半島地震等、近年の度重なる災害を踏まえ、災害から住民の生命や財産を守るため、より迅速かつ確実な防災情報を伝達することを目的に、携帯電話通信網を通信インフラとする災害情報伝達手段を整備する。本事業は、設計・構築・工程管理を含め、全体設備を総合的に監理し効率よく整備する必要があることに加え、将来を見据えた災害情報伝達手段を整備するため、今後のテクノロジーの進歩や本町の防災行政のあり方を踏まえた先進的な知見による提案を求め、音達域、維持管理、操作性及びコスト等の観点から最も優れた成果が期待できる者を特定するプロポーザルを実施する。

1. 業務概要

本プロポーザルに係る事業内容は、別紙の「下市町災害情報伝達手段整備事業 仕様書」に基づき、システム設計、機器整備、初期設定、動作確認、不要となる機器の撤去、及び運用開始後の一括保守管理を行うものである。

(1) 業務名 下市町災害情報伝達手段整備事業

(2) 業務期間 契約締結日から令和 10 年 3 月 24 日迄

ただし、新型 J-ALERT 受信機への更新は、令和 9 年 3 月 30 日までに行うこと。

なお、J-ALERT 受信機の親局システムへの接続・配信連携は令和 10 年 3 月 24 日迄とする。

(3) 業務内容

① 親局設備 1 式

② 屋外拡声子局 新設：音達域を考慮した最適な数量、回線は携帯電話網

③ 防災アプリ 親局システムと連携できる防災アプリ

④ J-ALERT 受信機 新型機種に更新

⑤ 既存設備撤去 モーターサイレン 16 台と時報局 20 台及び全ての鋼管柱等の柱類の撤去、ただし今回新設する屋外拡声子局の設置で利用できる鋼管柱等については、撤去せずに利用するものとする。また、建柱に伴う残土の処分は、受託者が行うものとする。

(4) 業務委託費上限額 300,000,000 円（消費税込み）

2. 参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 電気通信工事にかかる特定建設業の許可を得ており、かつ最新の経営審査事項結果の電気通信工事の総合評定値が 1,000 点以上であること

(3) 下市町または奈良県からの指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき、更生手続き開始の申立がなされている者でないこと。

(5) 民事再生法（昭和 11 年法律第 255 号）に基づき、再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。

- (6) 過去 10 年間に於いて、携帯電話通信網を活用した災害情報伝達手段（同報系）を元請として完成・引渡しをした納入実績を有すること。
- (7) 通信方式は、携帯電話通信網を通信インフラとし、60MHz 帯デジタル同報系防災行政無線 4 値 FSK 方式を利用した同報利用、280MHz 帯デジタル同報無線システムでの提案は認めない。

3. 参加資格の喪失

参加表明書を提出した者が、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとします。

- (1) 本手続きにおいて提出した書類等に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき。
- (2) 本手続きの期間中に、「3. 参加資格」にあげる要件に該当しなくなったとき。

4. 選定スケジュール

公表から選定までのスケジュールは下記のとおり。

公告・募集要領の公表	令和 8 年 8 月 12 日（水）
質問受付	令和 8 年 8 月 12 日（水）～令和 8 年 8 月 26 日（水）15 時必着
質問回答	令和 8 年 9 月 1 日（火）
参加表明書の提出	令和 8 年 8 月 12 日（水）～令和 8 年 9 月 8 日（火）17 時必着
提案書の提出	令和 8 年 9 月 28 日（月）15 時必着
プレゼンテーション審査	令和 8 年 10 月上～中旬頃（予定）
審査結果通知	令和 8 年 10 月中～下旬頃（予定）

5. 参加表明書の提出について

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり全ての書類を提出すること。

- (1) 提出書類（様式 1）参加表明書
 - ① 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）登録証の写し
 - ② ISO9001 登録証の写し
 - ③ 特定建設業（電気通信）許可証の写し
 - ④ 経営事項審査結果通知書の写し
 - ⑤ 同種システムの過去 10 年の納入実績 1 件（元請実績に限る）
 - * 契約書、仕様書の該当範囲の写しを添付すること
- (2) 提出期限 令和 8 年 9 月 8 日（火）17 時 00 分まで（必着）
- (3) 提出方法 持参または郵送（配達確認ができるもので、提出期限までに必着のこと）
- (4) 提出先 〒638-8510 奈良県吉野郡下市町大字下市 1960 番地
下市町役場 総務課 防災係
TEL：0747-52-0001 FAX：0747-54-5055

6. 質問書の受付および回答について

参加表明書を提出する者は、次のとおり質問することができる。

(1) 提出書類 質問書（書式指定なし）

なお、質問対象の引用文（文書名および頁番号）および質問内容を具体的に記載すること。

(2) 提出期限 令和 8 年 8 月 26 日（水）15 時まで（必着）

(3) 提出方法 電子メールのみ（着信を必ず確認すること。）

件名は「下市町災害情報伝達手段整備事業に係る質問」とし、質問書を Excel データにて、添付ファイルとして送信すること。

(4) 提出先 e-mail : soumu@town.shimoichi.nara.jp

なお、メールを上記アドレスへ送信した後、下市町総務課まで必ず電話連絡してください。
（持参・郵送は不可）

(5) 質問に対しては、令和 8 年 9 月 1 日（火）に下市町ホームページ上において回答します。なお、質問事項が重複しているもの（思われるものも含む。）は、本町が整理して回答します。また、回答にあつては、質問者名は公表せず、意見表明等、本件の趣旨からかけ離れているものへの回答はしません。

7. 提案書の提出について

当該プロポーザルの提案書を、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

① 提案書 15 部（正本 1 部 副本 14 部）

- ・ A4 版横位置 35 ページ以内とする。図面および構成図は A3 版の使用を認める。
- ・ 表紙、目次はページ数に含む。
- ・ A3 版ページは A4 版 2 ページとしてカウントする。
- ・ 提案項目毎にページ数の制限はしない。

② 見積書 15 部（正本 1 部 副本 14 部）

- ・ 内訳を明記するものとし、見積様式は任意とする。

①②の書類ともに提出書類への企画提案者名の記載は正本の 1 部のみとし、提案書・見積書の表紙（任意様式）に記載すること。副本については、提案者名及び提案者を判読できるような記載を行わないこと。

(2) 提出期限 令和 8 年 9 月 28 日（月）17 時まで（必着）

(3) 提出方法 持参または郵送（配達確認ができるもので、提出期限までに必着のこと）

参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 提出先 〒638-8510 奈良県吉野郡下市町大字下市 1960 番地

下市町役場 総務課 防災係

TEL : 0747 -52 -0001 FAX : 0747 -54 -5055

8. 提案を求める事項

(1) 技術提案 機器システム等の概要・構成・機能（音達域・音質等含む）

(2) 実施計画 業務遂行に関する計画、体制

(3) 保守計画 保守に関する計画、体制

(4) 費用見積

① 設計・整備費用

- ・本業務における設計・整備の総事業費を提案に基づき算出すること。
- ・見積様式は任意様式とするが、できる限り詳細に項目明細を記載し単価も記載すること。
- ・見積金額は、消費税を含めた総額を記載すること。

② 保守・運用費用

- ・本項目は提案書に記載すること。
- ・保守費用は、以下の条件に基づき、引き渡し後 10 年間のランニングコストとして算出を行い、消費税を含めた総額を記載すること。

■ 平日 9 時～17 時の故障受付（保守専用窓口を設けること）

■ 屋外拡声子局及び J-ALERT 受信機の年 1 回の定期点検

■ 定期交換部品、及び交換にかかる費用

屋外拡声子局のバッテリーは、屋外設置環境であることを考慮し、10 年以内に少なくとも 1 回は交換すること。

- ・運用費用は、サービス利用料・通信回線費について、保守費用と同様に、引き渡し後 10 年間のランニングコストを算出し、できる限り詳細な項目明細を記載すること。

9. 選定方法

提案書等による書面審査及びプレゼンテーション審査とし、事前に定めた審査基準により、下市町災害情報伝達手段整備事業プロポーザル審査委員会が審査し、評価点数が最も高い提案者を受託候補者として選定する。参加表明者が 1 社の場合は、評価点が配点の 70%を満たさなければ失格とする。

(1) プレゼンテーションについて

- ① プレゼンテーションの実施日時、場所、順番等は本町において決定し、別途通知する。
- ② プレゼンテーションの説明時間は 40 分以内、質疑応答時間は 15 分とする。
- ③ 参加人数は 6 名以内とする。又、システムベンダーの担当者の同席を許可する。
- ④ プロジェクターおよびスクリーンは下市町で用意するが、パソコン等その他プレゼンテーションに必要な機材は提案者が用意すること。
- ⑤ 提案内容に含むシステムやアプリについてのデモンストレーションを行うことを許可する。
- ⑥ プレゼンテーション時には、音達域を示した図面及び音声出力のデモンストレーション（外部スピーカーに接続した状態でも可）を実施こと。

10. 契約に関する事項

(1) 契約方法

- ① 選定された受託候補者と本業務における契約の締結交渉を行う。
- ② ①の結果、契約締結の合意に至らなかった場合または受託候補者の提案において虚偽の記載、不正および違反が認められた場合は、本選考結果は無効とする。

(2) 契約書

下市町契約規則による。

- (3) 本事業の契約は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を要するために決定後は、仮契約を締結し、議会の議決後に本契約を締結する。
- (4) 下市町は当該議案が下市町議会で可決されなかった場合、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。
- (5) 前払金は、契約金額に 10 分の 3 を乗じた額を上限とし、前払金を請求する受注者は、下市町公共工事前金払及び中間前金払いに関する規則に従うこと。

11. 留意事項

- (1) 本提案に要する一切の費用については、参加者の負担とする。
- (2) 参加者は業務の遂行上知り得た内容は他人に漏らさないこと。
- (3) 提出書類には、担当者の連絡先を必ず明記すること。
- (4) 提出書類は、返還しない。
- (5) 提出されたプロポーザル提案書は、参加者に無断で本件以外に使用しない。
- (6) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には応じない。
- (7) 提出されたプロポーザル提案書は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- (8) 選考段階で提案の虚偽、不正および違反が認められた提案者は、直ちに失格とする。
- (9) プロポーザル提案書の審査経過については、一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立ては、受け付けない。
- (10) 参加表明書、資料、プロポーザル提案書等に虚偽の記載をした場合においては、下市町指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (11) 問い合わせ先 〒638-8510 奈良県吉野郡下市町大字下市 1960 番地
下市町役場 総務課 防災係
TEL : 0747 -52 -0001 FAX : 0747 -54 -5055